

資料 3－1

26水推第589号
平成26年9月16日

水産政策審議会
会長 山下 東子 殿

農林水産大臣 西川 公也

内水面漁業の振興に関する法律第28条第1項に規定する政令の制定
について（諮問第242号）

別紙のとおり、内水面漁業の振興に関する法律施行令を定めたいので、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第28条第5項において準用する同法第26条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

内水面漁業の振興に関する法律施行令について

1. 背景

内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号。以下「法」という。）附則第1条ただし書に規定する規定を内水面漁業の振興に関する法律の一部の施行期日を定める政令（仮称）により平成26年11月1日から施行することに伴い、法の施行に当たり必要となる規定について所要の整備を行う。

2. 概要

① 届出養殖業（本則関係）【諮問対象】

法第28条第1項の規定に基づき、届出養殖業としてうなぎ養殖業を指定する。

② うなぎ養殖業の届出に係る経過措置（附則第2項関係）【諮問対象】

法第28条第5項で準用する法第26条第4項の規定に基づき、本政令の施行の際にうなぎ養殖業を営んでいる者に対する法第28条第1項の農林水産大臣への届出は、同項の規定にかかわらず、平成26年11月1日から同年12月1日までの間に行えばよいこととする。

③ 水産政策審議会令の一部改正（附則第3項関係）

法の規定に基づき、水産政策審議会に意見を聞くこととされている事項のうち、法第9条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が策定又は変更する内水面漁業の振興に関する基本的な方針以外の事項については、水産政策審議会令（平成13年政令第230号）第5条に規定する資源管理分科会において調査審議を行うこととする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布（官報掲載） 平成26年10月1日（水）

施 行 平成26年11月1日（土）

政令第 号

内水面漁業の振興に関する法律施行令

内閣は、内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）第二十八条第一項及び同条第五項において準用する同法第二十六条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

内水面漁業の振興に関する法律（以下「法」という。）第二十八条第一項の政令で定める養殖業は、うなぎ養殖業とする。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年十一月一日）から施行する。

（うなぎ養殖業の届出に関する経過措置）

2 この政令の施行の際現にうなぎ養殖業を営んでいる者についての法第二十八条第一項の規定の適用については、同項中「その養殖業を開始する日の一月前までに」とあるのは、「平成二十六年十二月一日まで

に」とする。

(水産政策審議会令の一部改正)

3 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表資源管理分科会の項中「及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）」を「、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）（第九条第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）を除く。）」に改める。

理 由

内水面漁業の振興に関する法律の一部の施行に伴い、農林水産大臣への届出を要する届出養殖業としてうなぎ養殖業を定める必要があるからである。

内水面漁業の振興に関する法律施行令案 新旧対照条文

○水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 案	現 行
		（分科会）	
第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	名称 資源管理分科会	所掌事務 一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に係るものとし、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（分科会）
第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	名称 資源管理分科会	所掌事務 一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に係るものとし、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	（分科会）
（傍線の部分は改正部分）			

により審議会の権限に属させられた事項を
処理すること。

科会	漁港漁場整備分
	<p>一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること。</p> <p>二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

256 (略)

科会	漁港漁場整備分
	<p>一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものを調査審議すること。</p> <p>二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。</p>

256 (略)

内水面漁業の振興に関する法律施行令案参考条文

○ 内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）（抄）

（基本方針）

第九条 農林水産大臣は、内水面漁業の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 1 内水面漁業の振興に関する基本的方向
 - 2 内水面水産資源の回復に関する基本的事項
 - 3 内水面における漁場環境の再生に関する基本的事項
 - 4 内水面漁業の健全な発展に関する基本的事項
 - 5 その他内水面漁業の振興に関する重要な事項
- 3 基本方針は、水産基本法（平成十三年法律第八十九号）第十一一条第一項の水産基本計画との調和が保たれたものでなければならぬ。
- 4 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣及び環境大臣に協議し、それらの同意を得るとともに、水産政策審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 農林水産大臣は、内水面漁業をめぐる情勢の変化を勘案し、及び内水面漁業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本方針を変更するものとする。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（指定養殖業の許可）

第二十六条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる養殖業であつて政令で定めるもの（以下「指定養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。

2

指定養殖業の許可は、養殖場において養殖することができる水産動植物の量を定めて行うものとする。

3

第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のため養殖業を営む者及びその養殖場について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めその他の関係上当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる養殖業について定めるものとする。

4

第一項の政令を制定し又は改廃する場合には、政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

5

農林水産大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、水産政策審議会の意見を聽かなければならぬ。

6

農林水産大臣は、第一項の許可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者に対し許可証を交付する。

（届出養殖業の届出）

第二十八条 漁業法の規定が適用される水面以外の水面で営まれる指定養殖業以外の養殖業であつて政令で定めるもの（以下「届出養殖業」という。）を営もうとする者は、養殖場ごとに、その養殖業を開始する日の一月前までに、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

- 1 名称又は氏名及び住所
- 2 法人にあつては、その代表者の氏名及び住所
- 3 養殖場の名称及び所在地
- 4 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出養殖業者」という。）は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3

届出養殖業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

4

第一項の政令は、当該養殖業に係る内水面水産資源の持続的な利用の確保又は内水面漁業の持続的かつ健全な発展のためその実態を把握する必要があると認められる養殖業について定めるものとする。

5

第二十六条第四項及び第五項の規定は、第一項の政令について準用する。

○ 水産基本法（平成十三年法律第八十九号）（抄）

（権限）

第三十六条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、農林水産大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。
3 審議会は、前二項に規定するもののほか、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）、沿岸漁場整備開発法（昭和四九年法律第四十九号）、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び内水面漁業の振興に関する法律（平成二十六年法律第百三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

（委任規定）

第三十九条 この法律に定めるもののほか、審議会の組織、所掌事務及び運営に関する必要な事項は、政令で定める。

○ 水産政策審議会令（平成十三年政令第二百三十号）（抄）

（分科会）

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
資源管理分科会	一 水産基本法の施行に関する重要な事項のうち、水産資源の適切な保存及び管理に関する施策に係る

ものを調査審議すること。

二 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）、漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）、水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）、海洋水産資源開発促進法（昭和四十六年法律第六十号）及び海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

漁港漁場整備分科会

一 水産基本法の施行に関する重要事項のうち、漁港及び漁場の整備に関する施策に係るものと審議すること。

二 漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。

4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。

5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決（次条第六項の規定により分科会の議決とされるものを含む。）をもつて審議会の議決とすることができます。